

西宮共同利用研究施設
動物を扱う実験に関する利用申し合わせ

西宮共同利用研究施設（以下「西宮共同研」という。）において、動物実験を実施するにあたっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律 105 号）、条例、基準、指針、ガイドライン等及び本学の「動物実験規程」（以下「規程」という。）を遵守すると共に以下の安全確保のために取り決めた申し合わせに従って利用してください。

1. 実験を始めるにあたって

本学の教育訓練を受講後、本学の規程で定める通り学長（動物実験委員会）に申請し、動物実験計画書（動物実験規程様式-1）の承認を受けてください。承認を受けた後、西宮共同利用研究施設長（以下「西宮共同研施設長」という。）に、承認を受けたことを証明する書類（動物実験規程様式-2）、動物実験計画書のそれぞれの写し及び、西宮共同利用研究施設 利用申込書を提出し承認を得てください。

共同研には、動物を扱う実験を行うための下記の実験室があり、通常動物と遺伝子組換え動物（PIA レベル）の持ち込みが可能です。承認された実験の拡散防止措置の区分に適合した実験を行ってください。ただし、飼養保管施設は設置されておられません。

| 拡散防止措置の区分 | 西宮共同研の動物を扱う実験が行える実験室 | |
|-----------|------------------------|------------------|
| | エリア | 実験室 |
| PIA レベル | 分析機器エリア 培養・遺伝子実験エリア | 二光子顕微鏡室 実験室 6 |

なお、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学長の承認を受けた後、変更の承認を受けたことを証明する書類と西宮共同利用研究施設 利用申込書を再度西宮共同研施設長に提出し、承認を得てください。

2. 実験にあたって

下記事項を遵守して実験を行ってください。

（実験室 6、二光子顕微鏡室共通遵守事項）

- (1) 実験内容は、学長に承認を得た内容と同じものでなければなりません。
- (2) 実験を開始するにあたっては、「動物を扱う実験に関する利用申し合わせ」を遵守して、共同研ホームページより実験室の利用予約をすると共に、担当者から設備等の利用方法、その他必要事項について説明を受けてください。担当者から説明を受ける場合は、事前に対応申込書を提出してください。
- (3) 実験は、出来る限り少人数で同一の実験従事者が行ってください。
- (4) 実験手順等をよく検討し、危険度が最少になる方法で手際よく行ってください。

- (5) 実験室内は、常に整理し、清潔に保ってください。
- (6) 実験室内に持ち込む物品は、必要最低限とし、消毒を行い、持ち込んで下さい。持込み物品には必ず所属と実験責任者名を記入してください。
- (7) 実験開始前に、実験室内でどのような実験が行われているかを明確にするため、共同利用研究施設 利用申込書（掲示用として共同研が用意するもの）を実験室の入口に掲示し、実験について明示してください。 **これまでは「使用報告書」を掲示しておりましたが、
今後は「利用申込書」を掲示することとします。**
- (8) 実験室及び前室の扉については、必ず閉じてください（実験室に出入りするときに除く）。
- (9) 動物実験計画書に基づき、ネズミ返し等の拡散防止措置を行ってください。
- (10) すべての操作において、エアロゾルの発生または実験動物の毛等の飛散を最小限にとどめてください。
- (11) 実験室の入口で専用のスリッパに履き替え、動物実験専用の実験衣を着用してください。実験衣については各自で準備ください。
- (12) 実験終了時には、実験を行った際に発生した廃棄物、汚物、ゴミ等は漏出ししない構造の容器に入れ、すべて持ち帰って処理を行ってください。動物の死体については、動物実験計画書に基づいて、適切な処理で廃棄してください。
- (13) 実験動物の処置等に使用した器具等は、洗浄、消毒を行い、すべて持ち帰ってください。
- (14) 実験の内容を知らない者が、みだりに実験室に立ち入らないようにするため、西宮共同研の用意した掲示を掲げてください。
- (15) 実験動物を持ち込んでいる間は、実験室から退出しないでください。やむを得ず実験室外に出る場合は、実験動物の逃亡防止措置を行い、実験従事者または担当者に連絡し、実験室への在室を依頼してください。退出した際は、短時間で速やかに戻ってください。
- (16) 実験中、停電等の場合には直ちに実験を中止し、実験動物をケージ等に入れ安全な状態にし、速やかに担当者に連絡してください。
- (17) 実験動物を実験室に持ち込む時と持ち出す時は、実験動物が逃亡しない構造の容器に入れてください。

これまで毎回提出していた「使用報告書」を不要とし、
実験の承認番号や消毒・不活化等については「使用記録」に記入することとします。

- (18) 実験終了後には、その日に行った実験の承認番号や、不活化等の処理について、使用記録に記入してください。そして、実験室内の設備等の消毒を行い実験前の状態に戻し、手洗い消毒を行って実験室から退出してください。

(実験室 6 での遵守事項)

- (19) 実験室 6 で行える実験は、実験動物から器官・組織を摘出し、細胞や生体成分等を単離する実験に限ります。その他の処置は行えません。
- (20) 摘出した器官・組織や単離した細胞・生体成分等を持ち出して遠心機等の機器やその他の実験室のクリーンベンチを使用する場合は、その容器の消毒を十分に行ってください。

(二光子顕微鏡室での遵守事項)

- (21) 二光子顕微鏡室で行える実験は、動物を持ち込み顕微鏡で観察する実験に限ります。その他の処置は行えません。

(拡散防止措置の区分が P1A レベルの実験動物を使用する場合での遵守事項)

承認された実験動物において、遺伝子組換え実験の拡散防止措置の区分が P1A レベルの場合は、「遺伝子組換え実験利用申し合わせ」を遵守するとともに、下記 (22) ~ (23) を遵守してください。

- (22) 組換え動物等を、移入した組換え核酸の種類または保有している遺伝子組換え生物等の種類ごとに識別することができる措置（耳パンチや別々の飼育容器の使用等）を執ってください。
- (23) 実験室の入口に、「組換え動物等飼育中」と表示してください。

3. 一連の実験終了にあたって

作業衣等はもちろんのこと、実験に使用した全ての物について、消毒を行ってください。そして、持ち込んだ物品などを速やかに片付けてください。

○実験室の消毒、片付け

- ① 実験台、クリーンベンチ等の設備機器は、70%エタノールで消毒してください。
- ② 実験室に持ち込んだ器具等は、洗浄を行い、70%エタノールにて消毒してから持ち帰ってください。
- ③ 器具等の洗浄後は、洗浄設備の排水溝に 0.1~1%次亜塩素酸ナトリウム等の溶液を流してください。数分後、水を流して排水管を消毒してください。
- ④ 実験室の床を専用の清掃用具で清掃してください。
- ⑤ 退室する際には、実験衣を 70%エタノールにて噴霧消毒し、脱いでから退出してください。使用した実験衣は、各自で処理をしてください。

4. その他

○時間外利用の場合

実験動物逃亡防止のため、担当者が対応できるように、可能な限り時間内での利用をしてください。時間外に利用する場合には、事前に担当者まで申し出てください。

○緊急の場合

実験動物が、地震、火災、その他により実験室外に逃亡した恐れがある場合には、直ちに実験を中止し、担当者に連絡するとともに、実験室入口に掲示してある緊急連絡先すべてに連絡してください。時間外については、保安室に連絡してください。

5. 終わりに

担当者が安全確保のために行う指示には従ってください。又、設備機器等の使用方法その他わからない点については、担当者に相談してください。

以上の記述は施設、設備を安全に使用して頂くための申し合わせです。遵守されない場合は、西宮共同研施設長に報告の上、使用を禁止します。

以上

2020年 5月 制定
2022年 4月 改定
2023年 7月 改定

【参考】

兵庫医科大学ホームページの動物を扱う実験関連ページ

<https://www.hyo-med.ac.jp/internal/corporate/kengi/doubutsu.html>

共同研ホームページの遺伝子組換え実験関連ページ

https://www.hyo-med.ac.jp/research/crl/facility_use/animal/

兵庫医科大学西宮病態モデル研究センターホームページ

https://www.hyo-med.ac.jp/research/animal_experiment/